事業運営期間

拼

NA.

第

M

第

期

第四期

期

2000年度

2001年度

2002年度

2003年度

2004年度

2005年度

2006年度

2007年度

2008年度

2009年度

2010年度

2011年度

2012年度

2013年度

2014年度

2025年度

高齢者の

介護保険料

負担分

保険料

図 3

50°

(見直し案)

(1974年)

基準額×

1.5

1.25

1.0 0.75

0.7

0.5

第1的情

卷、世景全月27

ろ

などを始め、各種の介

護報酬が引

下げを含む見直

第1段階 第2段階

第29%

在安全用UFFF 作形成系建模的

3年人年金銀天 8年万円17年

ています。

図 2

図 1

事業計画

慧

第

期

第四期

第五期

(1963年7月9日第三種郵便物認可)

〇 市町村は3年を1期(2006年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を確認し、3年ごとに見直しを行う。 保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を選ぶて財政の均衡を保つよう設定。

3.6意円

4.6 东四

5.2 兆円

5.7 8円

6.2 MF

6.440

6.9 年日

7.4 淮円

8.2 兆平

9.4兆円

10.0 年

EBRESH

12.5

低所得者に対しては公費を投入して保険料の低減を実施

低所得者の一号保険料の軽減強化

市町村民税本人が非課税 世帯に課税者がいる

月4,972円

(第5期の全国平均額)

第4段階

110904000

一方で、

は3年に

※2011年度までは実験であり、2019~2019年1日指令第、2014年度は当時予算(第)である。 第2025年期3社会保険に任る責任の指来を計について(平成24年1月)

限界にある高齢者負担。根本的な制度見直しが求められる

介護保険は財源的・制度的限界にきている

5%

部份機能等

12.5%

保険料の負担割合は第6期から第1号22%、第2号28%に

第1号保険料

2196

第2号保険料

29%

給付費の6割の公費とは別枠で公費を投入し

平成27年度(第6期介護保険事業計画)から実施

第3段階

用测线管

登場を用が井 町村民長井間 駅かつ本人町 金収入120万

ものの、

(公費負担割合 国1/2、報道府県1/4、市町村1/4)

低所得の高齢者の保険料の軽減を強化。

市町村民税

(65歳以上全体の約3割)

特例明可对常

CORRESPONT

世帯全側が非線 報かつ本人年金 収入場回び円線

率が高

(1)

21兆円程度(改革シナリオ)

国康

負担分

20+5%

の構築を図る一方、介護保険制度の特疑可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

制度発足以来、上がり続ける介護保険料

介護給付と保険料の推移

○ 真動化の連属により、2025年には保険料が現在の5000円限度から8200円限度に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステム

給付(総費用額)

介護報酬

の改定率

03年度改定

▲2.3%

05年度改定

A 1.9%

06年度改定

▲0.5%

09年度改定

+3.0%

12年度改定

+1.2%

対象税率引上If に参う14年度 改全+0.43%

保険料

2,911円

(全国平均)

3,293円

(全国平均)

4,090円

(全国平均)

4,160円

(全国平均)

4,972

(全国平均)

8,200円程度

82012年委の政会水準に展覧した値

1

・7倍に跳ね上がり、

基

は

今年10月に来年度から

サ

ービスの利用が増え、

介

|初の第1期と比べ、 介護保険料は、

現在

円となっています。 準月額は全国平均

大阪府

制度開始

公費負担を5割以上に拡大を

介護保険対策委員大阪社会保障推進 協 議会

3 年間 00円を突破するところも 93円となり、 が、 険料試算値をまとめました 平均18%アップの58 (第6期)の介護保 最高は70

第1号介護保険料は、 出ています。 65歳以上の人が負担する

H

下部氏にまとめていただきました。

に、私たちにいま何が求められているのかを、日

終となる第5回

は、財源面から介護保険制度 。また、来春の介護報酬改定を

抑えることを今回の制度改 政府は、 保険料の上昇を の 保 険料

リオ) では、2025年度 生労働省の推計 をおこなったとしても、 としています の約8200円程度になる にはさらに現在の1・6倍 (改革シナ 厚 払い、 ています (図2)。 ことになり、一限界」を迎え る以外にありません。 公費5割」の制約を取り これを打開する方法は、 必要な公費を投入す

27年度~

D.3

0.5

0.7

现行

0.75

0.75

市町村民税 本人が課税

第5段層

期5分性

APPHICE REPORT

の計画特金額

第1-第2段階 0.5

特例第3段階

第3段機

(65歳以上全体の約7割)

更なる保険料軽減を行い、その軽減分を公費により補填。 (2015年度時点で最大1,300億円の公費投入)

第4段階

第46號

本人近年時代民 長井建設(世間) 田本は入り)

日 部 雅 喜

例して上昇するという「保 護給付費等が増大すれば比 険給付と保険料負担の 動 が特徴です 図 1)。

ぐ

0 **2 5** 0 • 6

悪の口実にしてきました。 枠組みは、高齢者の負担で の現在の介護保険の財政的 「公費5割・保険料5割

しかし、こうした「改革」 きない高額な保険料を招く

者軽減(公費投入 の 意 による低 味 所 得

厚生労働省は、 費税10%への増税

消

5

ところが、政

者の保険料軽減」 法制化されました。 給付費の5割の公費に加 今回の介護保険法の改定 「公費投入による低所得 が初めて は 介護保険制度が、

日下部氏の著書好評発売中

新総合軍

う業

1,080000000000001

2. MINNOO-LINEVALVAC

日下部さんの著書(大阪社会保障推進協議 会編)『2015年「改正」介護保険要支援外し新 総合事業に立ち向かう』が好評発売中です。

立ち向かう

要支援外

帯の年金収入80万円以下の 低所得者の保険料の軽減割 65歳以上の約3割に当たる 減に拡大する、としていま 場合現行5割軽減→7割軽 えて別枠で公費を投入し、 税非課税世帯の被保険者で 合を拡大するというもの 軽減例では、 非課税世 市町村民 盾が解決しないところまで た。これは国民健康保険法 1を負担と、 分の1を負担する、 ら繰り入れなければならな 減額された額を一般会計か 4条の2)では、 度的限界を示したもの 府県はその繰入額の4分の した「公費投入」でしか矛 に低所得者の保険料軽減で きたことの表れであり、 ②国はその繰入額の2 改定介護保険法 規定されまし

定とほぼ同じです 法定軽減」に関する規

は

介護保険財政の

0

今回の保険料軽減法制化

①市町村 · ③都道 $\widehat{\frac{1}{2}}$ から、 財源不足を口実に す 値切るかのような 府予算案によって た軽減率につい 動きを見せていま ような説明を行 は圧縮もあり得る Ę が延期されたころ 平成27年度政 図3に示し

> 137ペ 2014年10

本体1200円+税 日本機関紙出版センター発行。

ち破る公費負担拡 介護保険財政 0 制

負担能力を超えた額に 第1号保険料が高齢者 「制約」 あります。その解決方法は、 に依存する

要求です。 公費部分を拡大し、保険料 を強調しますが、日本全体 担金20%、調整交付金5%) をさらに増やすことは、地 ていく以外にありません。 で9兆円もの「介護保険給 万自治体関係者の一致した 国庫負担割合の25%(負 国は「財政危機」 仕組みを改革し

第6段階

収)

第6的情

を受け信託を課長か つ合計再算金額 ヤロスがでは上

額にも及びません。 %程度に過ぎません。 防衛 円程度です。100兆円近 括ケアシステムを作り上げ て高齢者介護施策や地域包 負担は25%なので2・5兆 費の半分以下であり、アベ い政府一般会計予算2・5 ノミクスによる財政出動の 今後、超高齢社会に向け

なってしまっていることに 約」を打 分要求を

付費」ですが、そのうち国

す。 向けさせるためにも国庫負 る上で、必要な国費を振り 格的に強める必要がありま 担割合の引き上げ要求は本

介護報酬マ 動き イナス改定

2015年4月 院選挙、年末の政府予算編 されており、その間に衆議 年1月中下旬になると予定 酬改定額の諮問・答申は来 し案が出されています。報

障審議会介護給付費分科会 処遇改善の加算は継続する で検討がなされています 業よりも介護事業は収支差 定が行われます。介護職員 ス6%」の引下げを主張し 通所介護(デイサービ 財務省は「中小企 として、「マイナ 厚労省の社会保 度の介護報酬改 することは間違いありませ 介護報酬改定に大きく影響 成があります。その結果が して選択が私たちに求めら 主権者としての発言、そ

れているといえます。